

経営品質アセッサーフォーラム 役員選挙管理委員会規定

(設置と名称)

第1条 JQAA は、定款第39条の委員会設置条項に基づき、「役員選挙管理委員会」を設置する。

(目的)

第2条 本委員会は、JQAA の役員選出と選任を、公正且つ円滑に進めることを目的とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、役員募集の公告日から役員選任終了後5労働日までとする。

(委員の承認)

第4条 委員は理事長の指名、及び理事の推薦より理事会が承認する。

(選出基準)

第5条 理事、監事、及び部会の職務を2年以上経験し、運営委員であることとする。

- 2 経営革新実情に精通していること。
- 3 運営委員の信頼があること。
- 4 JQAA の発展に寄与でき、公正な運営ができること。

(人数と組織)

第6条 3名とし、互選により委員長を置く。

(秘匿の義務)

第7条 委員は、当職務によって知り得た内容を漏洩してはならない。

(公告)

第8条 委員会は JQAA 総会開催公告と同時に、立候補受け付け公告を行う。

(立候補の締め切り)

第9条 委員会は JQAA 総会開催7日前に立候補受け付けを締め切る。

(立候補の条件)

第 10 条 立候補者は運営委員でなければならない。

- 2 立候補者は、2名以上の運営委員による推薦人を得なければならない。
- 3 立候補者は、本委員会が所管する所定の文書若しくは電磁的書類に記入し、本委員会に届け出なければならない。

(議決権)

第 11 条 委員の議決権は民法に則り認める。

(選任と決議)

第 12 条 役員の選任は、総運営委員数の過半数が出席する総会において、当該出席数の過半数をもって選任する。

- 2 決議は、候補者ごとに行い、候補者の合計数が定数を上回る場合は、過半数の賛成得た候補者の中から、得票数の多い順に定数枠に達するまでのものを選任する。
- 3 但し、決議については候補者記名一括決議方式を認めるものとし、選挙管理委員会が決定できる。
- 3 同数表の場合は再度、同数者のみの再決議を行うものとする。

附則

- 1 この規定による委員会設置は、新組織に関わる公告決定理事会後に設置される。
- 2 この規定は新定款承認後に施行されるが、新組織移行に向けた準備法に則るものとする。

制定施行

2013 年 6 月 5 日制定